平成２６年（フ）第２２号
大阪府大阪狭山市狭山５丁目2213番地の２―４―302号
債務者　田中　博子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３２号
堺市北区百舌鳥陵南町３丁22―５ハットリマンション302号、住民票上の住所堺市北区長曽根町９番地　ライオンズマンションなかもず駅前702号
債務者　生野　江里
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３８号
堺市堺区石津町１丁10番33号
債務者　田中友紀子（旧姓前畑）
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４３号
堺市南区若松台２丁３番17―309号
債務者　中尾運送店こと　中尾　圭一
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７１号
福岡県京都郡苅田町神田町１丁目26番地17　コーポ神田203
債務者　伊崎　裕矢
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
大分市大字常行98番地の３
債務者　新田しのぶ
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１８号
盛岡市北夕顔瀬町３番１号　コスモハイツ夕顔瀬202号
債務者　坂本　優子
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２１号
盛岡市厨川２丁目４番１号　赤平荘102号
債務者　佐藤由美子
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３０号
岩手県八幡平市大更第４地割30番地　田村方
債務者　佐藤久美子
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２３号
神奈川県平塚市西真土３丁目15番41―２号　アグリーアブルＶ―102
債務者　青木健太郎
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２５号
神奈川県秦野市文京町３番４号　古渓荘13号、前住所群馬県伊勢崎市山王町1075番地１山王住宅1796
債務者　アルテアガレオン百合（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１号
京都府亀岡市余部町中条15番地
債務者　山田三枝子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第４１３号
大阪府泉南市新家1414番地の６梶利男方、前住所大阪府泉南市新家725番地の55
債務者　澁谷さち子
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５６９号
大阪府岸和田市河合町1776番地の２
債務者　樋口　　圭
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６１３号
大阪府岸和田市春木旭町12番３―708号
債務者　内田　記子
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第８号
大阪府岸和田市土生町2132番地の１マンション新川604号
債務者　一橋　照一
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
大阪府泉南郡熊取町野田３丁目2066番地の３－１―201、前住所大阪府岸和田市野田町３丁目２番４―105号
債務者　三上　　宜
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係